

広島県告示第五百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域																																
				区域の名称	土砂災害特別警戒区域																															
平成二十三年広島県告示第九百十九号	広島県三原市駒ヶ原町、同市八坂町、同市大畑町、同市東町及び同市本町三丁目地内	土砂災害警戒区域	土石流	東町北川（二九）	土石流																															
平成二十四年広島県告示第九百三十一号						土砂災害特別警戒区域	土石流	東町北川（二九隣）	土石流																											
平成二十五年広島県告示第五百五十七号										土砂災害特別警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二a）	土石流																							
土砂災害警戒区域														土石流	恵下谷川支川（二b）	土石流																				
																	土砂災害特別警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二隣a）	土石流																
																					土砂災害警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二隣b）	土石流												
																									土砂災害特別警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二九）	土石流								
																													土砂災害警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二九隣）	土石流				
																																	土砂災害特別警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二九隣a）	土石流
土砂災害特別警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二九隣a）	土石流																																	
土砂災害警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二九隣b）	土石流																																	
土砂災害特別警戒区域	土石流	恵下谷川支川（二九隣）	土石流																																	

河原谷川支川一（二九九 a）	土石流	河原谷川支川一（二九九 a）	土石流
河原谷川支川一（二九九 b）	土石流	河原谷川支川一（二九九 b）	土石流
河原谷川（三〇〇）	土石流		
河原谷川支川三（五一五 〇）	土石流	河原谷川支川三（五一五 〇）	土石流
河原谷川支川三（五一五 〇隣a）	土石流	河原谷川支川三（五一五 〇隣a）	土石流
河原谷川支川三（五一五 〇隣b）	土石流	河原谷川支川三（五一五 〇隣b）	土石流
東町南川（七八〇〇）	土石流	東町南川（七八〇〇）	土石流
恵下谷川支川四（七八〇 七a）	土石流	恵下谷川支川四（七八〇 七a）	土石流
恵下谷川支川四（七八〇 七b）	土石流	恵下谷川支川四（七八〇 七b）	土石流
恵下谷川支川五（七八〇 八）	土石流		
恵下谷川支川五（七八〇 八隣a）	土石流	恵下谷川支川五（七八〇 八隣a）	土石流
河原谷支川二（五一四九 ）	土石流	河原谷支川二（五一四九 ）	土石流
河原谷川支川四（五一五 一）	土石流	河原谷川支川四（五一五 一）	土石流
河原谷川支川四（五一五 一隣a）	土石流	河原谷川支川四（五一五 一隣a）	土石流
河原谷川支川五（五一五 二）	土石流	河原谷川支川五（五一五 二）	土石流
河原谷川支川六（七八〇 〇）	土石流	河原谷川支川六（七八〇 〇）	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。